

様式第1 (第1条の5関係)

(1)圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

(2)年 月 日				
奈良県広域消防組合 (3) 殿				
届出者(4) 住所 (電話 ) 氏名				
(5)事業所の所在地 及び名称	所在地			
	名称			
貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称	貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要	貯蔵し、又は取り扱う物質の名称	最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg)	消火設備の概要
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)物質に対する処理剤の種類及び保有量	種類	保有量	対象物質	
貯蔵又は取扱開始(廃止)予定年月日		(12)		
緊急時の連絡先 (13)		昼間	(電話 )	
		夜間・休日	(電話 )	
その他必要な事項		(14)		
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

【記入要領】

項目	記入要領
(1) 届出種別	開始(廃止)の届出区分に応じ、該当する方を○で囲むか、該当しない方を二重取消線で消します。
(2) 日付	届出書の提出年月日を記入します。
(3) あて先	当該物質を貯蔵・取扱う事業所の管轄する消防長または消防署長名を記入します。
(4) 届出者	<p>当該物質を貯蔵・取扱いをしようとする者の住所・氏名・電話番号を記入します。            法人の場合は法人の住所・名称・代表者の職氏名・電話番号を記入します。            液化石油ガスの届出は、供給設備の設置または変更の工事を行う者が、液化石油ガスを貯蔵し、または取扱う者の委任により行っても差し支えありません。(通常は液化石油ガスを貯蔵し、または取扱う者が行うこととされていることから、供給設備に係る貯蔵設備の所有者等が行うものです。)</p> <p>届出は、内容証明郵便等の公的機関から届出がなされたことが証明できる方法によっても差し支えありません。            ただし、届出書または添付図に不備がある場合は、受理できません。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により奈良県知事に届出または許可申請が必要な工事(500Kgを超える液化石油ガス設備工事など)については、奈良県知事から通報があるので、消防法第9条の3の規定に基づく届出は不要です。            高圧ガス保安法に基づき、液化石油ガスまたは液化天然ガスの製造等に係る許可、届出または許可の取消し(工業用途で3000Kg以上の液化石油ガスの届出または許可等)を都道府県知事が行うにあたり(または行った後)、都道府県知事から消防長へ通報があるので消防法第9条の3の規定に基づく届出は不要です。</p>
(5) 事業所の所在地及び名称	当該事業所の所在地・名称を記入します。
(6) 倉庫、施設等の名称	貯蔵し、または取扱う(廃止する)倉庫・施設等の名称を記入します。 例:「○○棟」、「貯蔵庫」等
(7) 施設等の構造	貯蔵し、または取扱う(廃止する)倉庫・施設等の構造等の概要を記入します。 例:「コンクリートブロック造平屋」等
(8) 物質の名称	危険物の規制に関する政令第1条の10の規定により貯蔵し、または取扱う(廃止する)物質の名称を記入します。 例:「液化石油ガス」等
(9) 最大数量	最大貯蔵数量または最大取扱数量を記入します。
(10) 消火設備	<p>貯蔵し、または取扱う場所に設置する消火設備の概要を記入します。            例:「20型粉末消火器1本」等</p> <p>※300kg以上1t未満は能力単位B-10以上、1t以上3t未満は能力単位1tにつきB-10以上の運用</p> <p>参考:液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(経済産業省)            一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(経済産業省)</p>
(11) 処理剤の種類、保有量	毒物・劇物を貯蔵し、または取扱う場合は、その物質に対する処理剤の種類・保有量・対象物質名を記入します。
(12) 予定年月日	貯蔵または取扱開始(廃止)する予定年月日を記入します。
(13) 緊急時の連絡先	昼間と夜間・休日における緊急時の連絡先・電話番号を記入します。
(14) その他必要な事項	上記以外で特記事項があれば記入します。